

第五次昭島市基本計画素案

昭島市総合基本計画審議会

(4) 人口想定

① 人口

目標年次における人口を、11万5千人と想定します。

② 人口構成

目標年次における人口構成を、図表1のとおり想定します。

図表1 人口構成の想定

区分		年		目標年次の想定	
		人口構成の現況 平成22年(2010年)4月1日		平成32年(2020年)	
人口		113,475人		115,000人	
人口構成	0～14歳	14,738人	13.0%	11,300人	9.8%
	15～64歳	75,836人	66.8%	70,610人	61.4%
	65～74歳	12,871人	11.4%	15,785人	13.7%
	75歳以上	10,030人	8.8%	17,305人	15.1%
高齢化率	人口に占める 65歳以上の割合	22,901人	20.2%	33,090人	28.8%

※ 立川基地跡地昭島地区など、今後予定されている大規模開発分を含みません。

(5) 施策の範囲と対象地域

① 施策の範囲

本市が実施する施策を基本としますが、基本構想と同様、国や東京都などが行う施策であっても、本市に関わるものについては計画に含めます。

② 対象地域

市内全域を対象としますが、基本構想と同様、広域的な関わりをもつ施策については、近隣自治体や東京都との連携を踏まえ、対応するものとします。

(5) 市の財政

① 財政の状況

歳入における市税の推移は、バブル期には大幅な伸びを示したものの、その後の景気低迷や国の政策減税の影響などを強く受け、平成12年(2000年)度以降、ほぼ横ばいの傾向にありましたが、平成16年(2004年)度から上昇に転じ、平成19年(2007年)度には、202億3千万円と初めて200億円を超えました。しかしながら、平成20年(2008年)秋頃から始まった世界的な景気後退を背景に、企業では輸出や生産が大幅に減少し、収益が急激に落ち込むとともに雇用情勢も低迷し、これにともない個人所得にも低下現象が現れてきました。その結果、市税等が影響を受け、平成20年(2008年)度の税収は約199億円、平成21年(2009年)度の税収は約191億円と減収を続け、平成22年(2010年)度は190億円を割り込み、平成11年(1999年)頃の水準まで落ち込むことが予想されています。また、この水準がしばらく続くとも予想されており、非常に厳しい財政状況となっています。

平成16年(2004年)から平成20年(2008年)の5年間の市税の推移を都内各市で比較すると、市民一人あたりの個人市民税額は、都内各市の平均を1万数千円程度下回り、26市中額の多い方から20位前後を推移しています。また、市民一人あたりの法人市民税額は、都内各市の平均を若干上回り、26市中額の多い方から7位～9位を推移しています。市民一人あたりの市税額全体で比較すると、26市中額の多い方から10位～12位を推移していますが、ここ3年ほどは都内各市の平均を若干上回っています。本市の税収を市民税の面から見ると、都内各市のなかでも、下位にある個人市民税を比較的上位にある法人市民税で補い、全体として平均を維持しているのが特徴といえます。

図表19 市民一人あたりの個人市民税額の推移

(単位 円)

区分	年度	平成17年 (2005年)度	平成18年 (2006年)度	平成19年 (2007年)度	平成20年 (2008年)度	平成21年 (2009年)度
昭島市		49,620	55,019	65,139	67,035	65,722
最高額市		105,173	118,858	116,463	117,760	118,453
最低額市		42,754	46,901	55,744	56,641	53,374
都内各市平均		64,285	69,968	77,468	86,026	76,996

資料：財政課

図表 20 市民一人あたりの法人市民税額の推移

(単位 円)

区分 \ 年度	平成 17 年 (2005 年)度	平成 18 年 (2006 年)度	平成 19 年 (2007 年)度	平成 20 年 (2008 年)度	平成 21 年 (2009 年)度
昭 島 市	14,090	19,872	20,983	15,392	9,996
最 高 額 市	35,169	35,998	37,461	33,748	26,046
最 低 額 市	4,261	4,648	4,369	4,226	3,343
都 内 各 市 平 均	13,432	14,899	15,591	13,237	9,388

資料：財政課

図表 21 市民一人あたりの市税額の推移

(単位 円)

区分 \ 年度	平成 17 年 (2005 年)度	平成 18 年 (2006 年)度	平成 19 年 (2007 年)度	平成 20 年 (2008 年)度	平成 21 年 (2009 年)度
昭 島 市	162,315	171,283	182,748	179,815	171,743
最 高 額 市	273,395	284,597	272,192	268,708	269,236
最 低 額 市	114,865	118,436	130,760	129,634	127,271
都 内 各 市 平 均	165,932	170,901	180,427	178,695	173,924

資料：財政課

歳入に占める市税収入の構成割合は、平成 10 年(1998 年)度は 57.4%であったものが、平成 21 年(2009 年)度では 46.7%に減少してします。また、自主財源比率も、平成 19 年(2007 年)度は 63.9%であったのに対し、平成 21 年(2009 年)度は 54.9%と低下しています。財政収支の均衡は、国や東京都の補助金、起債及び基金の取り崩しなどの収入をもってはかられているのが現状ですが、このような状況が続いていけば、基金の残額も早晩にも底を尽く状況になりかねません。

図表 22 自主財源比率の推移

(単位 %)

区分 \ 年度	平成 12 年 (2000 年)度	平成 13 年 (2001 年)度	平成 14 年 (2002 年)度	平成 15 年 (2003 年)度	平成 16 年 (2004 年)度	平成 17 年 (2005 年)度	平成 18 年 (2006 年)度	平成 19 年 (2007 年)度	平成 20 年 (2008 年)度	平成 21 年 (2009 年)度
昭 島 市	60.2	61.7	61.2	59.0	61.0	61.1	61.2	63.9	62.9	54.9
都内各市平均	64.5	63.7	64.2	61.7	62.5	62.8	63.2	67.2	63.5	63.1

資料：財政課

歳出を性質別で見ると、本市の特徴としては、扶助費の割合が高くなっています。平成21年（2009年）度の市民一人あたりの扶助費は約8万8千円で、都内各市の平均と比較して1万6千円ほど高く、都内では多い方から5番目の市となっています。また、人件費については、行財政改革の推進にともない、職員数と職員給は着実に減少し、平成12年（2000年）度から平成21年（2009年）度の10年間で136名、約12億6千万円の減となっています。

図表 23 扶助費総額及び市民一人あたりの扶助費の推移

区分 \ 年度	平成12年 (2000年度)	平成13年 (2001年度)	平成14年 (2002年度)	平成15年 (2003年度)	平成16年 (2004年度)	平成17年 (2005年度)	平成18年 (2006年度)	平成19年 (2007年度)	平成20年 (2008年度)	平成21年 (2009年度)
扶助費総額 (百万円)	6,574	6,786	7,147	7,937	8,470	8,586	8,689	8,996	9,160	9,803
市民一人あたりの扶助費（千円）										
昭島市	69	62	63	66	73	78	78	79	81	88
都内各市平均	53	46	48	51	55	59	60	62	65	72

資料：財政課

図表 24 職員数及び職員給（総額）の推移

区分 \ 年度	平成12年 (2000年度)	平成13年 (2001年度)	平成14年 (2002年度)	平成15年 (2003年度)	平成16年 (2004年度)	平成17年 (2005年度)	平成18年 (2006年度)	平成19年 (2007年度)	平成20年 (2008年度)	平成21年 (2009年度)
職員数（人）	876	863	847	830	814	797	783	771	752	740
職員給（百万円）	6,039	5,988	5,805	5,560	5,493	5,399	5,224	5,091	4,983	4,781

資料：財政課

一方、経常収支比率は、平成18年（2007年）度までは90%前後を推移していましたが、平成21年（2009年）度には96.9%まで高まっています。これは、市が新たな施策に自由に使える財源がほとんどなく、経済変動や行政需要の多様化への対応に余裕がない財政構造であることを示しています。今後ともこの比率は高い値を継続していくことが予想されており、本市の財政は硬直化の度合いを高めています。

図表 25 経常収支比率の推移

（単位 %）

年度 区分	平成12年 (2000年度)	平成13年 (2001年度)	平成14年 (2002年度)	平成15年 (2003年度)	平成16年 (2004年度)	平成17年 (2005年度)	平成18年 (2006年度)	平成19年 (2007年度)	平成20年 (2008年度)	平成21年 (2009年度)
昭島市	90.8	89.3	92.8	91.3	93.5	92.3	89.5	95.3	98.1	96.9
都内各市平均	89.6	87.1	90.7	89.8	91.3	89.1	88.6	91.4	91.9	91.4

資料：財政課

しかし、こうした状況にあっても、少子・高齢化や安全・安心への対応、生涯学習の推進、さらには環境問題への取り組みなど、多様化、高度化する行政課題に適切に対応し、市民の負託にこたえていかななくてはなりません。

市財政の硬直化をいち早く解消し、健全性を確保していくために、引き続き行財政の健全化を進め、歳入の確保と歳出の抑制に努め、施策の選択と集中をはかり、最小の経費で最大の効果が上がるように、なお、一層の努力を続けていかなければなりません。また、国や東京都に対しても分権時代にふさわしい税財源の適正な配分などについて強く求めていく必要があります。

② 健全化判断比率及び資金不足比率

地方自治体には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」に基づき、平成19年（2007年）度決算から、自治体の財政の健全性を判断する指標として「健全化判断比率」と「資金不足比率」の公表が義務付けられています。これらの指標には、国が定めた基準が設けられており、悪化している場合は、財政健全化計画の策定を求めるなど、早期の健全化につなげ、自治体の財政破綻を未然に防ぐものです。本市の平成20年（2008年）度及び平成21年（2009年）度の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、次のとおりです。

図表 26 健全化判断比率と早期健全化基準

指標の名称	年度別	昭 島 市 の 健全化判断比率	早期健全化基準	都内各市平均
実質赤字比率	平成20年度	—	12.30%	—
	平成21年度	—	12.38%	—
連結実質赤字比率	平成20年度	—	17.30%	—
	平成21年度	—	17.38%	—
実質公債費比率	平成20年度	3.4%	25.0%	5.0%
	平成21年度	2.7%	25.0%	4.1%
将来負担比率	平成20年度	27.0%	350.0%	17.6%
	平成21年度	26.2%	350.0%	14.9%

※ 実質赤字額、連結実質赤字額等がない場合は「—」と表記しています。

図表 27 資金不足比率と経営健全化基準

会計の名称	年度別	昭 島 市 の 資金不足比率	経営健全化基準	都内各市平均
下水道事業 特別会計	平成20年度	—	20.00%	—
	平成21年度	—	20.00%	
中神土地区画整理 事業特別会計	平成20年度	—	20.00%	
	平成21年度	—	20.00%	
水道事業会計	平成20年度	—	20.00%	
	平成21年度	—	20.00%	

※ 資金不足額等がない場合は「—」と表記しています。

図表 26 及び図表 27 のとおり、いずれの指標も国の基準を大きく下回るか、発生しておらず、これらの指標から本市の財政状況は「健全」であることを示す結果となりました。しかしながら、これらの指標は単年度の収支の状況を表すもので、財政構造の弾力性を現す経常収支比率は高く、財政の硬直化が進んでいることに変わりはありません。

また、実質公債費比率は、借金（負債）の単年度及び将来の状況を表すものですが、国の基準を大きく下回っているとはいえ、そのおよそ半分は赤字地方債が占めており、赤字地方債に頼らない自主・自立の財政運営が必要となっています。

(2) 男女共同参画社会

【施策の目指す姿】

性別に関係なく、すべての市民が互いに尊重しあい、その役割と責任を分かちあいながら、あらゆる分野に平等に参画し、個性豊かにいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画プラン」に基づく施策を推進しています。

◇市民の意識も少しずつ変化しつつありますが、性別による固定的な役割分担意識などは依然として根強く残っています。平成 21 年（2009 年）に実施した男女平等に関する市民意識・実態調査では、性別役割分業についての考え方に男性の 23.3%、女性の 17.1%、全体では 19.6%の市民が賛成と回答しています。

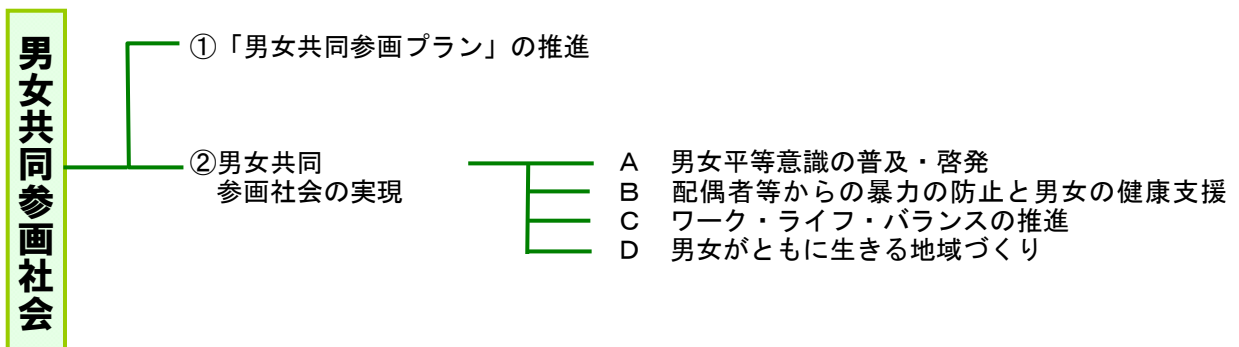
【課題】

◎社会環境が大きく変化するなか、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性に対する暴力、人権侵害への対応も強く求められています。

◎男女共同参画社会の実現に不可欠である、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向け、働き方全体の見直しなど、社会全体で取り組むことが求められています。

◎すべての市民が互いに尊重し合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会が実現できるように、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った取組みが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①「男女共同参画プラン」の推進	<p>男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 22 年（2010 年）度に改定された「男女共同参画プラン」に基づき、各種の施策を推進します。</p>
②男女共同参画社会の実現	<p>A 男女平等意識の普及・啓発</p> <p>○すべての市民が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会を実現するため、引き続き基本的人権尊重の視点に立ち、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及、啓発をはかります。</p> <p>B 配偶者等からの暴力の防止と男女の健康支援</p> <p>○配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、著しい人権侵害であり、これらを未然に防止していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。関係団体との連携、協力のもと、これらの暴力の根絶に向けた対策を推進します。</p> <p>○男女が互いの性について理解し、生涯にわたり心身ともに健康で、思いやりをもって暮らしていくため、性差に関する正しい知識の普及、啓発や、性差や年代に応じた男女の健康支援に努めます。</p> <p>C ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>○性別による固定的な役割分担意識をなくし、仕事においても、家庭においても、地域においても、男女がともに、自らの選択によりその責任を果たしていけるように、ワーク・ライフ・バランスの推進をはかります。</p> <p>○男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会をつくり上げることは、男女共同参画の視点だけでなく少子化対策からも重要です。仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を男女がともに営み、対等に分かち合うため、仕事と生活の両立に向けた支援を推進します。</p> <p>D 男女がともに生きる地域づくり</p> <p>○地域において、男女が互いに尊重しあい、心豊かに暮らしていくため、地域での活動を男女がともに担い、ともに参画していく環境の整備に努めます。また、地域において、男女がともに自立した豊かな高齢期を送ることができるように、さまざまな角度からの支援を行います。</p> <p>○男女が自らの意思に基づき、性別にとらわれることなく、あらゆる分野において政策や方針等の意思決定へ参画していく機会の確保に努めます。</p>

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①「情報化推進計画」の推進	「昭島市情報化推進計画」に基づき、計画的かつ総合的に情報化を推進します。
②情報化への対応	<p>A 電子自治体の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICTの有効活用により、利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現に努めます。 ○電子自治体の推進に向け、情報化を組織的に管理、運用する体制の確立に努めるとともに、情報化を推進し、牽引するリーダーとなる職員<small style="color: red;">の育成</small>に努めます。 <p>B 地域情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICTを有効に活用して、市民生活に関わるさまざまな分野において、タイムリーな情報の提供と、市民サービスの向上をはかり、より便利でより快適な市民生活の実現に努めます。 ○地域の主体である市民が連携し、積極的に参画し、市民と行政が共同して地域の課題解決がはかれるように、地域情報化を推進し、ICTを有効に活用したまちづくりを進めます。 ○学校教育や生涯学習などを通じて、情報教育を推進し、情報格差の解消や情報活用能力の向上をはかるとともに、地域情報化を進める指導的な人材の育成に努めます。 <p>C 業務・コストの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報化に関するシステムの効率的な運用をはかるため、高い品質や安全性を確保しつつ、基幹となるシステムと各種業務システムの連携を強化し、システムの平準化に努め、各種コストの最適化を進めます。 ○電子自治体を推進するにあたり、業務の標準化や簡素化、連携の強化による効率化に努め、情報化に関する経費の抑制をはかります。 <p>D 安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民から信頼される行政運営の確立に向け、個人情報の保護や情報セキュリティ対策のより一層の強化をはかり、情報化に関する市民の安全・安心の確保に努めます。 ○情報化の進展にともない、現行の情報セキュリティ対策における基本方針と対策基準（セキュリティポリシー）については、必要に応じた見直しをはかるとともに、具体的な実施手順を策定し、その徹底をはかります。 ○災害や事故など不測の事態が発生した場合にも、情報システムへの影響を最小限に抑え、速やかに復旧ができる体制の整備に努めます。

2 ともに守る（安全・安心の確保）

（１）防災

【施策の目指す姿】

市民、団体、事業者、行政が一体となった総合的な防災体制が整備され、自助・共助・公助の連携と協働により、市民が安全・安心して暮らすことができる災害に強いまちとなっています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇本市では、自主防災組織の育成、強化に努め、平成 13 年（2001 年）度に 89 組織だった自治会の自主防災組織数は、平成 21 年（2009 年）8 月現在、99 組織となり、すべての自治会に組織するという目標を達成しました。
- ◇本市では、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化を計画的に進めています。また、災害対策の中心施設となる市役所本庁舎は、必要とされる耐震基準を上回る耐震性を有しています。
- ◇災害時における情報体制の確立のため、平成 17 年（2005 年）度には東京都防災情報システム、平成 19 年（2007 年）度には緊急情報ネットワークシステム（Em-Net:エムネット）、平成 22 年（2010 年）度には全国瞬時警報システム（J-ALERT:ジェイアラート）を導入しました。また、携帯メール情報サービスやエリアメールの活用にも取り組み、災害時における市民への迅速な情報連絡体制の確立を進めています。
- ◇緊急時の応援体制を確立するため、**近隣市町村をはじめ、群馬県館林市**と自治体間応援協定を締結しています。
- ◇災害時における応急物資については、計画的な備蓄に努めています。このうち、備蓄食糧については、備蓄計画に対し、ほぼ 100%の充足率となっています。

【課題】

- ◎応急復旧体制をさらに充実していくため、BCP（Business Continuity Plan:事業継続計画）の策定や、事業所や関係団体、他の自治体との応援協定などの拡大に努めていく必要があります。
- ◎公共施設は、多くの市民が利用し、また、災害時には避難場所や応急対策の活動場所にもなることから、積極的な耐震化が必要となっています。
- ◎災害時の情報伝達手段として防災行政無線の機能強化に努めていますが、今後も、難聴地域の解消に努め、デジタル化の検討を進める必要があります。
- ◎常備消防のさらなる充実を求めていくとともに、非常備消防については消防団員の確保と育成、装備や施設の維持向上に努め、消防体制を強化していくことが必要です。
- ◎災害時における医療・救護体制の確立のため、引き続き関係機関との連携強化、災害時要援護者への対応を充実していく必要があります。

	<p>○要保護児童対策地域協議会の活動をとおして、関係機関の連携と協力を推進するとともに、子どもを守る地域のネットワークの充実に努め、保護の必要な児童の早期発見と適切な支援に努めます。</p> <p>○子ども家庭支援センターに虐待対策ワーカーを配置し、児童虐待の予防・早期発見・救出・支援の活動を進めます。</p> <p>○養育上の問題を抱える家庭の把握に努め、支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携により、家庭全体の総合的な支援に努めます。</p> <p>B 子どもをとりまく環境の整備</p> <p>○子どもたちの意見を取り入れた事業の展開など、児童センターにおける事業の充実をはかるとともに、既存施設を積極的に活用し、子どもたちが心地よく過ごせる「居場所」づくりを進めます。</p> <p>○家庭や地域の教育力の向上に向けた支援に努め、家庭、学校、地域の連携と協力により、子どもたちがいきいきと育つ教育環境づくりを推進します。</p> <p>○児童・生徒が身近なところで、いろいろな問題について気軽に相談やカウンセリングが受けられる環境の整備に努めます。</p> <p>○公園や児童遊園の適切な維持・管理に努め、児童の健全で安全な遊び場の提供に努めます。</p>
<p>④ひとり親家庭の自立支援</p>	<p>A 相談業務などの充実</p> <p>○ひとり親家庭に対しては、支援策の情報提供や、幅広い相談業務の実施など、ひとり親家庭の親子が安心して生活していけるように、きめ細かい対応を推進します。</p> <p>B 援助施策の充実</p> <p>○ひとり親家庭の経済的な安定と生活の自立をはかるため、母子福祉資金貸付事業やホームヘルプサービス事業などの援助施策の充実に努めます。</p> <p>○引き続き、ひとり親家庭に対する手当や医療費助成の充実を関係機関に要請します。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
保育園の定員数	2,467人 ※1	2,530人	2,600人
学童クラブの定員数	940人 ※2	1,050人	1,070人

※1 子育て支援課（平成21年度）による。

※2 子ども育成課（平成22年4月1日）による。

	<p>B 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の虐待防止に向け、高齢者虐待防止法の趣旨の周知をはかるとともに、介護サービスの従事者などに対しては、虐待防止に関する研修機会の確保に努めます。 ○関係機関との連携により、虐待防止ネットワークの整備を進め、高齢者虐待の予防と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者への適切な支援をはかります。 ○社会福祉協議会による「成年後見制度」や「地域権利擁護事業」の周知に努め、これらの活用により、判断能力の低下した高齢者の地域生活の支援に努めます。
<p>④ 高齢者福祉サービスの充実</p>	<p>A 在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、居宅サービスの質の向上に努めます。 ○介護保険事業者のネットワークを支援し、事業者の連携によるサービスの質の向上をはかります。 ○介護事業者の連携による複合的なサービスの提供により、施設と在宅の連携を強化し、施設入所者が安心して在宅に戻れる環境の整備をはかります。 <p>B 施設サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅での生活が困難となった場合は、介護保険施設サービスが円滑に受けられるよう、関係機関と連携し事業の充実に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
高齢者各種教室事業への参加者数	755 人 ※1	980 人	1,160 人

※1 介護福祉課（平成 21 年度）による。

2 ともにあゆむ（青少年の育成）

（1）青少年の健全育成

【施策の目指す姿】

心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に発揮しています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇青少年期は、心身の発達にともない、子どもから若者へと成長するとともに、社会の担い手として生活の基盤を確立し、社会へ参画・貢献していく時期として位置づけられています。青少年の定義はさまざまですが、0歳からおおむね30歳未満までが該当するものとされ、平成22年（2010年）1月1日現在の本市の当該人口は33,874人で、少子化の影響もあり、ここ10年間で、3,500人余り、9.6%の減となっています。
- ◇青少年が犯罪の被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年による、これまででは考えられなかったような重大事件も発生し、青少年の安全で安心な成長に対する懸念が高まっています。こうしたこと背景として、家族や周囲との円滑な関係やコミュニケーションの欠如、不安定な就労環境、保護者の経済的な困難や周囲からの孤立などが指摘されています。
- ◇平成20年（2008年）に昭島警察署が補導した不良行為少年（非行少年には該当しないが、喫煙等の不良行為により補導された20歳未満の者）は702人となっています。補導数は、平成13年（2001年）をピークに、減少傾向にあります。人口1万人あたりの補導数を見ると、昭島警察署管内（64人）は多摩地域の平均（34人）を上回っています。
- ◇国は、平成20年（2008年）に新たな「青少年育成施策大綱」を策定し、一人ひとりの青少年の健やかな成長を保障する社会の実現を目指し、青少年育成施策の推進をはかっています。

【課題】

- ◎青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できるように、青少年の立場に立ち、現在の生活と将来の成長の両面を支援していくことが必要です。
- ◎青少年の健全育成については、0歳からおおむね30歳までの幅広い年齢層を対象としているため、幼年期、学童期、思春期、青年期及びポスト青年期の各年齢期ごとに、その特性や個人差に配慮し、各年齢期の連続性を重視するとともに、縦割りの対応を排除した総合的な施策の展開が必要となっています。

(2) 図書館活動

【施策の目指す姿】

図書館が地域に開かれた知の拠点として市民の学びを支え、暮らしに役立ち、人と本のよりよい出会いの場となっています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇市民図書館は本館と2つの分館、2つの分室、移動図書館で運営されています。平成21年(2009年)度末の蔵書数は329,971冊、個人登録者は25,911人で、登録率は22.8%となっていますが、登録率については減少傾向にあります。また、平成21年(2009年)度の貸出冊数は691,372冊で、市民一人あたり6.1冊となっています。
- ◇市民図書館では、録音図書の貸出しや対面朗読の実施など、図書館利用に障害のある方の読書活動を支援しています。また、図書館の資料や機能を活用して、利用者の調査・研究のための援助や情報提供(レファレンスサービス)を行っており、平成21年(2009年)度には2,543件の相談を受付けています。
- ◇市民図書館では、小金井市と図書館システムを共同利用するとともに、福生市、あきる野市と相互利用を行うなど、広域的な連携を推進しています。
- ◇市民図書館では、平成19年(2007年)3月に「子ども読書活動推進計画」を策定し、同計画に基づき、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが本と出会い、自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間としてよりよく成長していけるように、子どもの読書活動を支援しています。

【課題】

- ◎これからの図書館では、閲覧や貸出、リクエストなどの基本的なサービスの充実だけでなく、経営の効率化、学校図書館や他の図書館との広域的な連携など、利用者の視点に立った事業の展開が必要となっています。
 - ◎これからの図書館には、読書活動を支援するだけでなく、地域の課題や市民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する社会教育施設としての役割が求められています。
 - ◎市民図書館(本館)の敷地は、**都市計画道路の区域**となっており、**工事にともない施設を移転**する必要があります。**事業の推移**や社会教育複合施設の整備計画などを踏まえ、中央図書館の建設について検討する必要があります。
-

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①地球環境の保全	<p>A 地球環境保全意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「昭島市の環境」の発行やイベントなどの開催をとおして意識啓発に努めるとともに、事業者と協力し、ISO14001 など環境管理システムの普及に努めます。 ○自らの生活と地球環境との関わりについて、子どもの頃から理解と認識を深める環境学習を進めるとともに、地域を知り、地域への関心を高める機会をつくるように努めます。 ○市民が自ら取り組む環境活動を支援し、市民との連携により、地球にやさしい活動を地域から発信し、推進していきます。 <p>B 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予定されている環境基本計画の改定に際し、地域における地球温暖化対策を新たに盛り込み、その計画的な推進に努めます。 ○省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・啓発に努め、地域における環境保全の取組みを幅広く支援し、市民との連携のもと、暮らしと環境の調和をはかります。 ○引き続き「エコ通勤」や「エコドライブ」の推進、市庁用車への低公害車の導入に努めるとともに、市民、団体、事業者、行政が連携し、地球環境に負荷を与えない取組みを推進します。 ○本市の公共施設においては、太陽光発電などの新エネルギーの導入や雨水の循環利用などを進めるとともに、「エネルギーの地産地消」を理想に、民間事業所や一般家庭への新エネルギーなどの普及促進に努めます。 ○温室効果ガス吸収源としての「奥多摩・昭島市民の森」事業を継続します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市施設における太陽光発電能力	10 kwh ※1	70 kwh	200 kwh

※1 環境課（平成21年度）による。

(2) 公園

【施策の目指す姿】

公園や緑地が市民の憩いの場となり、地域にうるおいとやすらぎを与えています。

【現状と課題】

【現状】

◇市内には、25 の都市計画公園と 2 つの都市計画緑地があります。都市計画公園、都市計画緑地は、その規模、位置、内容などを都市計画として定め、計画的に整備していこうとするものです。平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在の都市計画公園の開設面積は 83.42ha、都市計画緑地の開設面積は 17.12ha となっています。

◇市内には、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在、都市公園法に基づく都市公園が 33 園（うち 3 園が都市計画緑地内にあり、17 園が都市計画公園となっています。）、昭島市児童遊園条例に基づく児童遊園が 49 園（うち 5 園が都市計画公園内にて開園しています。）あり、都市公園の開設面積は 450,951 m²、児童遊園の開園面積は 38,971 m²となっています。

◇公園の設置状況を市民一人あたりの公園面積で見ると、平成 21 年（2009 年）度では、10.0 m²で、多摩 26 市の平均 6.57 m²を上回り、面積の広い方から 5 番目となっています。

【課題】

◎公園・緑地には、都市生活に潤いや安らぎをもたらすレクリエーションの場としての役割や、生態系の保全など環境保全の役割に加え、都市防災の拠点としての役割や都市景観を形成する役割などがあり、まちづくりにおいて公園・緑地の果たす役割は極めて大きいものがあります。

◎市民がやすらぎと豊かさを実感できるように、公園や緑地の整備に努める必要があります。

◎市民が身近な公園として親しんでいる都市公園や児童遊園については、その適切な維持・管理に努めるとともに、清掃などについては、市民との協働による、地域に根ざした事業の推進をはかる必要があります。

【施策の体系】



(3) 上水道

【施策の目指す姿】

地下水 100%の安全でおいしい水が安定供給されています。

【現状と課題】

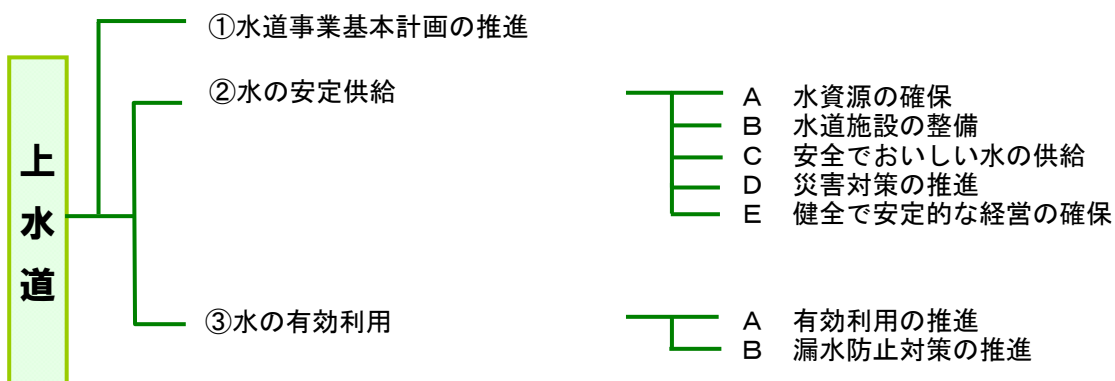
【現状】

- ◇本市の水道事業は、昭和 29 年（1954 年）に計画給水人口 2 万人、1 日最大給水量 4,000 m³、一人 1 日最大給水量 200ℓ の事業認可を受け、同年 11 月から給水を開始し、昭和 63 年（1988 年）には普及率 100%を実現しました。
- ◇人口の増加にともない、給水人口も増加傾向にあります。節水意識の定着や節水型機器の普及により、一人 1 日あたりの使用水量や総給水量は減少傾向にあります。
- ◇水道水源は、給水開始以来 100%地下水を使用しています。それにより、安全でおいしい水道水が低廉で安定的に給水されてきました。
- ◇施設の耐震化を計画的に進めるとともに、東京都水道局や水道関連団体との応援協定を締結するなど、災害時の応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めています。
- ◇平成 19 年（2007 年）度に「昭島市水道事業基本計画」を策定し、水道事業の計画的な推進をはかっています。

【課題】

- ◎水道事業は、本市の宝である地下水 100%のおいしい水を将来にわたって維持し、次代に引き継ぐことが求められています。
- ◎安全で安心な水を安定して供給するために、施設の計画的な改修や配水管の耐震化などを推進するとともに、水質検査など安全性保持の取組みも適切に実施する必要があります。
- ◎地下水 100%の水道を維持していくため、雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置により、雨水の循環利用などを推進し、地下水の保全と節水に努める必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①水道事業基本計画の推進	<p>「水道事業基本計画」に基づき、水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。</p>
②水の安定供給	<p>A 水資源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水の揚水量を適正に保つとともに、水源井（水源とする井戸）の調査を定期的実施し、しゅんせつやポンプの改修を計画的に実施するなど、水源施設の適切な維持・管理に努めます。 ○水資源の確保のため、雨水浸透施設の設置などにより地下水の涵養をはかるとともに、「奥多摩・昭島市民の森」事業への積極的な協力をはかります。 <p>B 水道施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化を含め、配水場の計画的な更新を進めるとともに、老朽管の更新も継続していきます。 ○必要な配水管網の整備に努め、配水水圧の均一化をはかります。 <p>C 安全でおいしい水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的な水質検査の実施により、原水の水質監視に努めるとともに、事業者などに地下水汚染防止のための適切な措置を求めていきます。 ○水道水については、定期的な水質検査に加え、自動水質監視装置による常時監視を継続し、水道水の安全性を保持します。 ○おいしい水の給水を目指し、集合住宅などで貯水槽を経由せず配水管から直接給水する、直結給水方式への切り替えを促進します。 <p>D 災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道施設及び管路の計画的な耐震化を進め、自家発電設備や災害対策用飲料貯水槽の適切な維持・管理に努めるとともに、危機管理マニュアルに基づく職員研修の充実など、応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めます。 <p>E 健全で安定的な経営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低廉な水道料金で安全でおいしい水を給水していくため、さらなる業務の効率化や事業及び財政運営の計画的な執行に努め、健全で安定的な経営の確保に努めます。 ○事業計画や財政計画の基礎となる水需要予測については、人口の推移や社会の動向を適切にとらえ、定期的な見直しをはかります。

③水の有効利用

A 有効利用の推進

- 市民や事業者に「水を大切にしてお金を無駄に使わない」、水の有効利用の意識を高め、地下水 100%の水道事業の維持に努めます。
- 雨水貯留槽の設置を助成し、雨水の再利用に関する意識の啓発を進めるとともに、大規模な公共施設の整備にあたっては雨水利用施設の設置に努めるなど、都市の貴重な水資源として雨水の有効利用を進めます。

B 漏水防止対策の推進

- 配水管や給水管の漏水調査を継続して実施し、漏水の早期発見に努め、漏水防止対策の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民一人あたりの1日水道使用量	316ℓ ※1	305ℓ	300ℓ
水道管の耐震化率	20.9% ※2	27.0%	37.0%

※1 水道部（平成 21 年度）による。

※2 耐震管（離脱防止機構付ダクタイル鋳鉄管）の布設割合。水道部（平成 21 年度）による。

なお、比較的地震に強いといわれているダクタイル鋳鉄管（離脱防止機構がないものも含む。）及び鋼管の布設割合は 90.4%となっており、全国的にも高いレベルにあります。

⑤健全な下水道事業
の確保

A 下水道施設の最適化

- テレビカメラや目視による調査を計画的に進め、その結果を下水道台帳で一元管理し、施設の計画的な維持・管理を進めます。
- 施設の老朽度を勘案し、適切な時期に施設の延命化や更新をはかり、下水道事業のコスト削減に努めます。

B 耐震化の推進

- 下水道施設の計画的な耐震化に努めます。また、重要な幹線管路については優先的に耐震化を進め、避難所や防災拠点の排水を受け入れている管きよの流下機能の確保をはかります。
- 災害対応訓練の実施や災害時の応急復旧に必要となる資機材の確保に努め、災害時に被害を最小限にとどめ、下水道事業の早期復旧がはかれる体制の整備を進めます。

C 下水道事業の継続性の確保

- 老朽施設の改築・更新や耐震化の推進など、限られた予算のなかで適切な事業を実施していくため、下水道事業の効率的な経営に努めます。
- 将来にわたり、安定した下水道事業を継続していくため、財政分析や経営収支の見通しを踏まえた財政計画と事業計画を策定し、計画的で効率的な事業の展開をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
公共下水道雨水幹線整備率	72.5% ※1	80.0%	90.0%

※1 下水道課（平成 21 年度）による。

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
①情報の共有化	<p>○市民の行政に関する理解を深めるため、さまざまな機会や媒体による情報の提供に努めるとともに、それらの特性をいかした情報の発信をはかります。</p> <p>○市民に親しみやすい広報紙の発行や、ホームページの充実、携帯サイトの活用などにより、市民が必要な情報をタイムリーに取得することができる環境の整備を進めます。</p> <p>○ホームページでのアンケートや相談などにより、サービスを受けようとする市民や転入者が必要とする情報の集積に努め、FAQの充実や市民サービスの向上につなげていきます。</p> <p>○市民意識調査や市長への手紙などにより、市民ニーズの把握に努めるとともに、市政懇談会や市民と接するさまざまな機会を活用し、できる限り市民のなかに入って、市民との対話のなかで、情報の共有をはかります。</p> <p>○市民や団体が手軽に情報を発信できるような環境を整備し、市民や団体、行政が相互に情報の交換や、共有をはかれるネットワークの構築を進めます。</p>
②協働によるまちづくり	<p>○各種審議会への市民委員の採用や、パブリックコメント、市民ワークショップなどの手法により、市民が行政に参画する機会を充実させ、市民のまちづくりへの意識を高めるとともに、市民の意見が反映されたまちづくりを推進します。</p> <p>○協働によるまちづくりを進め、協働のパートナーである市民や団体、事業者が持つ柔軟性や、迅速性、専門性などの特性を施策に反映させ、市民のニーズにマッチした公共サービスの提供に努め、ゆとりと豊かさを実感できる地域の実現をはかります。</p> <p>○新たな事業の立ち上げや既存の事業の見直しにあたっては、より良いサービスを市民に提供できる主体や手法は何かという視点に立ち、協働による取組みの導入について積極的に検討していきます。</p> <p>○協働の取組みにあたっては、その担い手となる市民や団体、事業者と行政が対等な関係のもと、相互の長所、短所や立場を理解し、お互いを尊重した上で、果たすべき役割や責任分担などを明確にし、その推進をはかります。</p> <p>○協働の取組みを効果的に展開するため、協働の担い手相互の情報の共有化とネットワークの整備をはかり、協働の目的や役割、責任分担などについて、対話による合意形成を進め、必要に応じ軌道修正にも即応できるような、顔の見える環境のなかで、その円滑な推進に努めます。</p>